

部局名:戦略企画部

令和2年度当初予算知事査定ヒアリング資料

順番	細事業名	事業費(単位:千円)	ページ
1	地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業費	23,912	1
2	広聴広報アクションプラン推進事業費	8,134	6
合 計		32,046	

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 戦略企画部 戦略企画総務課

事業概要

細事業名		地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業費					区分	一部新規	
施策		226	地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実						
基本事業		22601	県内高等教育機関の魅力向上・充実						
根拠 (法令等)		<ul style="list-style-type: none"> <li>三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例</li> <li>県補助金等交付規則等</li> <li>地域再生計画「奨学金の返還支援による若者の県内定着促進」</li> <li>総務省「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱」</li> </ul>							
予算額等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度			
	予算額								
	決算額								
事業の目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>本県における転出超過数の大部分を占める若者の県内への定着を図るため、県内学生および進学等で県外に出た学生などが県内に居住し、活躍することで、地域の活力を高め、地域活性化につながるよう、大学生等の奨学金返還額の一部を助成します。</li> </ul>							
事業目標		<ul style="list-style-type: none"> <li>支援対象者として認定した若者が、大学等を卒業後、就業し、県内の対象地域に定着すること。</li> </ul>							
前年度からの変更点		<ul style="list-style-type: none"> <li>現行制度の指定地域への居住条件に限らず、「県内全域を対象とした居住及び県内産業の活性化に資する産業分野への就業（但し、県内に本社を置く企業等に限る）」等を条件とする新たな制度の創設 (過疎地域など指定地域への居住等を条件とした現行制度は引き続き実施)</li> </ul>							
事業の必要性と期待される効果		<ul style="list-style-type: none"> <li>若者の県内定着を促進するためには、魅力的な雇用（就職先）や地域への愛着を図る取組とともに、県内学生が県内に就業するなど県外への流出抑制となるインセンティブや、進学等で一旦県外に出た学生などが三重県内に戻ることを促すインセンティブの創設が必要です。</li> <li>本事業の実施により、県内学生及び進学等で県外に出た学生などが県内に居住し、地域の活性化に向けて、いきいきと活躍している状態になることを期待しています。</li> </ul>							

## 取組詳細

取組概要	・若者の県内定着を促進するため、県内学生及び進学で県外に出た学生などが県内に居住し、活躍することで、地域の活力を高め、地域活性化につながるよう、大学生等の奨学金返還額の一部を助成します。
取組内容等	

### (1) 三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金 23,912千円(23,912千円)

県内の過疎地域など条件の厳しい地域での若者の県内定着を図るため、現行制度(募集定員15名)を堅持します。

また、進学等で一旦県外に出た学生などが県内に戻る流れをつくり、若者の県内定着を図るため、県内全域を対象とした居住及び県内産業の活性化に資する産業分野への就業(但し、県内に本社を置く企業等に限る)等を条件とする新たな制度(募集定員25名)を創設します。

なお、助成金額は、在学中に借り受けた奨学金総額の1/4(上限100万円)で、大学等卒業後、就業し、対象地域に4年間居住した場合に助成金額の1/3を交付、8年間居住した場合に残額を交付します。

三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金の事業概要  
及び申請対象となる学生数推計

	①指定地域枠	②業種指定枠
対象人数	15名	25名
	本事業全体で40名とし、指定地域枠、業種指定枠のいずれかが予定人数に満たない場合は他方に充当するものとする。	
居住地域	過疎地域など条件の厳しい地域	県内全域
就業地域	県内全域・県外も可	県内全域
対象業種	全業種	県が振興計画等により振興の対象としている産業分野
	公務員を除く	
対象企業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内外に本社又は事業所等を有する企業等</li> <li>・県内外に主たる事業所等を有する個人事業主</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に本社を有する企業・団体</li> <li>・県内に主たる事業所等を有する個人事業主</li> </ul>
対象とする奨学金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金を借り入れ、返還予定又は返還している方</li> </ul> (日本学生支援機構第二種奨学金は、対象外)	
新卒の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、専門職短期大学の最終学年又はその1年前の学年の在学生(県内居住、県外居住のいずれも可)で就業先が決まっていない方</li> </ul>	
既卒の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等卒業後3年以内でかつ県内での就業先が決まっていない方</li> </ul> ※申請時に三重県在住者は対象外 (Uターンとなる県外居住者が対象)	
助成内容	①助成金額 在学中に借り受ける奨学金総額の1/4(上限100万円) ②助成条件 大学等を卒業後に就業し、 4年間居住した場合(助成金額の1/3交付) 8年間居住した場合(助成金額の2/3交付)	

参考1 <①指定地域枠>メインターゲットとなる学生のうち、申請対象となる学生数（推計）

1 第一種奨学金（無利子）を借りている三重県出身の学生のうち、申請対象となる学生⑤50人

- ①第一種奨学金を利用している三重県出身の学生約1,350人/年（平成30年度）  
×0.7（世帯年収400万円未満の世帯を除いた割合）≒950人
- ②県内大学に進学した本県出身者  
950人×0.2（県内大学への進学割合）×0.5（県内就職率）  
×公務以外への大学生の就職割合（93.9%）≒90人
- ③県外大学に進学した本県出身者  
950人×0.8（県外大学への進学割合）×0.3（Uターン就職率）  
×公務以外への大学生の就職割合（93.9%）≒210人
- ④ ②90人+③210人≒300人
- ⑤ 300人×16%（全域が指定地域となる15市町出身者の割合※）+X人（三重県へのUターン）≒50人

※日本学生支援機構平成30年3月公表「平成28年度学生生活調査結果」により試算。

※令和2年度から開始される給付型奨学金の拡充に伴い、第一種奨学金の対象外となる世帯は、世帯年収380万円未満となるが、日本学生支援機構が公表している「平成28年度学生生活調査結果」の年収区分は100万円単位となるため、年収400万円未満の区分を参照している。

※学生とは、大学・大学院・短大・高等専門学校（4,5年生）・専門学校専門課程の学生。

※対象業種への大学生の就職割合は、文部科学省が公表している学校基本調査により試算。

※平成31年版三重県統計書（年齢 5歳階級男女別割合 市町）の若者（15～29歳）の割合。

2 第一種奨学金（無利子）を借りている三重県出身の既卒者のうち、申請対象となる学生⑥30人

- ①第一種奨学金を利用している三重県出身の学生約1,350人/年（平成30年度）  
×0.8（県外大学への進学割合）=1,080人
- ※第一種奨学金を借りて県外の高等教育機関に進学し、就職後3年以内に離職した県外の若者を対象に、三重県内へのUターン就職を促す。（そもそも県外出身の者は、三重県へのUターンも可）
- ② 1,080人/年×0.3（大学生の就職後3年以内の離職率）≒320人余
- ③ 1,080人/年×0.2（大学生の就職後2年以内の離職率）≒220人余
- ④ 1,080人/年×0.1（大学生の就職後1年以内の離職率）≒110人余
- ②+③+④=320余+220余+110余=650人余
- ⑤ 650人×0.3（Uターン就職率）×公務以外への大学生の就職割合（93.9%）≒180人
- ⑥ 180人×16%（全域が指定地域となる15市町出身者の割合）+X人（三重県へのUターン）≒30人

3 申請対象となる学生数（推計）のうち、指定地域枠の対象人数推計

50人（県内及びUIターン学生）+30人（UIターン学生）=80人

参考2 <②業種指定枠>メインターゲットとなる学生のうち、申請対象となる学生数（推計）

1 第一種奨学金（無利子）を借りている三重県出身の学生のうち、申請対象となる学生④230人

- ①第一種奨学金を利用している三重県出身の学生約1,350人/年（平成30年度）  
×0.7（世帯年収400万円未満の世帯を除いた割合）≒950人
- ②県内大学に進学した本県出身者  
950人×0.2（県内大学への進学割合）×0.5（県内就職率）  
×対象業種への大学生の就職割合※（72.2%）≒70人
- ③県外大学に進学した本県出身者  
950人×0.8（県外大学への進学割合）×0.3（Uターン就職率）  
×対象業種への大学生の就職割合※（72.2%）≒160人
- ④ ②70人+③160人+X人（三重県へのUターン）=230人

※日本学生支援機構平成30年3月公表「平成28年度学生生活調査結果」により試算。

※令和2年度から開始される給付型奨学金の拡充に伴い、第一種奨学金の対象外となる世帯は、世帯年収380万円未満となるが、日本学生支援機構が公表している「平成28年度学生生活調査結果」の年収区分は100万円単位となるため、年収400万円未満の区分を参照している。

※学生とは、大学・大学院・短大・高等専門学校（4,5年生）・専門学校専門課程の学生。

※対象業種への大学生の就職割合は、文部科学省が公表している学校基本調査により試算。

2 第一種奨学金（無利子）を借りている三重県出身の既卒者のうち、申請対象となる学生⑤140人

- ①第一種奨学金を利用している三重県出身の学生約1,350人/年（平成30年度）×0.8（県外大学への進学割合）=1,080人

※第一種奨学金を借りて県外の高等教育機関に進学し、就職後3年以内に離職した県外の若者を対象に、三重県内へのUターン就職を促す。（県外出身の者は、三重県へのUターンも可）

- ② 1,080人/年×0.3（大学生の就職後3年以内の離職率）≒320人余
- ③ 1,080人/年×0.2（大学生の就職後2年以内の離職率）≒220人余
- ④ 1,080人/年×0.1（大学生の就職後1年以内の離職率）≒110人余
- ②+③+④=320余+220余+110余=650人余
- ⑤ 650人×0.3（Uターン就職率）×対象業種への大学生の就職割合（72.2%）  
+X人（三重県へのUターン）≒140人

3 申請対象となる学生数（推計）のうち、業種指定枠の対象人数推計

230人（県内及びUターン学生）+140人（Uターン学生）=370人

令和2年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 戦略企画部 広聴広報課

事業概要

細事業名		広聴広報アクションプラン推進事業費					区分	一部新規
施策		行政運営5	広聴広報の充実					
基本事業		40502	戦略的なプロモーションの推進					
根拠 (法令等)		三重県広聴広報基本方針						
予算 額 等	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	予算額							
	決算額							
事業の目的		令和元（2019）年度に改訂する（予定）「三重県広聴広報アクションプラン」に基づき、戦略的・計画的な広聴広報活動に取り組みます。また、県の魅力を国内外に効果的にアピールすることで県の認知度向上・イメージアップを図り、三重県ファンの獲得をめざします。						
事業目標		外部専門家のノウハウ活用、職員研修等の実施、庁内会議における検討・情報共有などにより、組織横断的な広聴広報活動をマネジメントする体制の強化に取り組みます。 平成27年度から開始したプロモーション活動について、市町との連携など情報発信をさらに強化するほか、首都圏等メディアに対するPR活動を積極的に展開し、県の認知度向上・イメージアップに取り組みます。						
前年度からの 変更点		つなげる・つながる「みえのスマート広報」展開事業として、動画コンテンツを活用し、訴求効果の高い情報発信に取り組みます。						
事業の必要性と期待される効果		アクティブ・シチズンとして、県民の皆さんによる県政への積極的な参画を促すためには、意見や提案を県政に反映させる広聴機能、県民の皆さんのニーズに応じた情報提供を行う広報機能の充実が不可欠です。 また、地域間競争が激化する中、県の認知度向上・イメージアップを図るためには、より訴求効果の高い広報活動を展開し、県の魅力を強力にアピールし続けることが必要です。 このような中、本事業に取り組むことで、戦略的・計画的な広聴広報活動に向けた庁内体制の確立や職員の広聴広報力の向上が図られるほか、主要施策の効果を最大限に高め、地方創生につながる県の認知度向上・イメージアップが期待できます。						

## 取組詳細

取組概要	外部専門家のノウハウ活用、職員研修等の実施、庁内会議における検討・情報共有など、組織横断的な広聴広報活動をマネジメントする体制の強化に取り組みます。また、県の認知度向上・イメージアップに向けて、プロモーション活動の拡充を図るとともに、首都圏におけるPR強化に取り組みます。
取組内容等	

### (1) 広聴広報アクションプラン推進事業費 8,134千円(8,134千円)

外部専門家のノウハウ活用、職員研修等の実施、庁内会議における検討・情報共有などにより、組織横断的な広聴広報活動をマネジメントする体制の強化に取り組みます。

また、プロモーション活動について、民間事業者による発想やアイデアを取り入れながら、庁内各部局や市町関係者と連携し、重要施策、市町等地域の魅力など、動画コンテンツを活用し、訴求効果の高い情報発信に取り組みます。

具体的には、つなげる・つながる「みえのスマート広報」展開事業で、県広報紙などのアナログ媒体と動画などのデジタルコンテンツをつなぎ、さらなるメディアミックスで広報展開を推進し、県民の皆さんが必要とする情報を入手しやすいコンテンツづくりを進めるとともに、SNS広告でコンテンツを効果的に拡散させ、これまでのプロモーション活動と連動することで、訴求効果の高い情報発信を行うものです。

(動画コンテンツ作成 7,073千円、多様なメディアへの拡散 1,061千円)

さらに、首都圏等におけるプロモーション活動を強化し、全国メディアのニーズの把握や、最適なメディアによる情報提供を行うことで記事化・露出を促進するほか、これらメディアとのリレーション機能の強化に取り組みます。

## つなげる・つながる「みえのスマート広報」展開事業について

### (事業の考え方)

この事業は、第5世代通信網（以下5G）の普及を見据え、今後、情報発信の主流となる動画コンテンツを継続的、多面的に活用することで、県民の皆さんへ訴求性の高い情報を届けるとともに、首都圏のメディアへのプロモーション及びメディアから要望がある県情報の提供に活用し、マスメディアとの関係構築を目的に実施します。

### (県の現状及び課題)

- 従来、事業で作成する動画は、テロップや音楽等編集が加えられた完パケ（完全パッケージ）の成果品納入をもって事業終了としており、改変が認められない、または困難なケースが多く、事業終了後に活用が図れていないケースが多くみられます。
- さらにタレント等を起用したケースでは、契約で使用期間が限定されており、その後の利用には追加で使用料が発生するため契約終了後の活用は困難となっています。
- これらにより、今後、他県が本格的に動画による情報発信を開始したときに「三重県には発信できるコンテンツが少ない」、「動画を編集できるノウハウがない」となることが予想されます。

### (県の情報発信の方向性)

現在、県は広報紙やHP等の情報発信機能を持っていますが、県情報の動画を組み合わせ、SNS、ウェブページ、ニュースアプリで戦略的に発信できる機能はコンテンツ、技能とも持っていません。

改訂後の広聴広報アクションプランの取組視点の一つに「拡散性の高い情報コンテンツづくり」があり、その実現には拡散性の高いSNSと親和性の高い動画の活用ができる機能が、県民の皆さんへの情報発信のために必要不可欠です。

## (事業展開)

これらの課題を解決するとともに、効果的、継続的な県の情報発信を行うため、以下のとおり事業を展開します。

### 1. 動画の作成

- ・プロにより撮影、編集された動画の他に、制作にあたっての肖像権、著作権フリーの動画素材を含めて成果品とします。

### 2. 動画の管理

- ・作成された成果品と動画素材を各部局が作成したものとともに、アーカイブ化し、全庁で共有し活用できる体制を構築します。

### 3. 動画の活用

- (1) 成果品は、WEB 記事に組み込んだ形式で発信し、連動してスマートニュースの三重県チャンネルでも配信します。
- (2) 動画素材を、県事業に合わせた訴求性の高い動画に編集します。作成動画はPR ツールとして SNS で発信します。
- (3) 首都圏メディアへの PR ツールとして活用し、マスコミとの関係性の構築に役立ちます。
- (4) 首都圏メディアから要望された動画を提供することで、県の露出アップを図ります。

## ※参考

### （5Gが普及した社会での情報発信）

第3世代通信網（3G）から第4世代通信網（4G）への展開により、それまでの携帯電話（ガラケー）からスマートフォンへの移行が進み、情報発信・収集の手段としてSNSの利用者が年代を問わず進行しました。これに伴いメールマガジン等のテキストから画像、映像（動画）での情報発信となり、さらに5Gに移行されることで大容量のデータ送信が可能となり情報発信は動画の活用が中心となることが予想されます。

### （マスコミから提供要望がある動画）

情報バラエティ番組の制作スタッフより、三重の方言、赤ちゃんを布団でグルグル巻きにする尾鷲・東紀州地域の風習、三重県のいろいろな地域のお雑煮、手こね寿司、鳥羽、志摩の海女の素潜り漁、真珠、伊賀くみひも、伊勢の一刀彫、鈴鹿の伊勢型紙、伊勢木綿の織機など風習、風俗、伝統などの動画提供依頼の他、熊野古道、英虞湾、四日市夜景等の提供依頼がありました。

### （動画の拡散方法）

- ・子育てや就職、移住などの対象を絞った情報発信については、対象にSNS広告で確実に届け、届いた情報を県民から県民に拡散していただくことを目的に親しみやすく拡散性の高い動画を作成します。
- ・動画作成にあたっては、多くのフォロワーを持ち、自ら広く発信できる人物を制作スタッフに加えるなど拡散手法の強化を図りながら効果的な事業展開を図ります。

### （戦略的に動画を発信できない現在の要因とその解決策）

「動画素材」、「動画編集技能」の不足の2点があげられます。

課題解決に向け、今後、各部局が発注する動画を広聴広報課でも共有するとともに、各部局で制作しない動画コンテンツをつくり、アーカイブ化して全庁で利活用できる体制を構築します。

また職員の動画編集技能の取得に関しては広聴広報アドバイザー業務委託を活用した拡散性の高い動画コンテンツづくりや動画編集研修を実施し、職員能力の向上を図ります。